

公益財団法人茨木市文化振興財団役員等の報酬等に関する規則

全部改正 令和4年5月26日 規則第9号

改正 令和6年11月6日 規則第4号

公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則（平成23年財団法人茨木市文化振興財団規則第1号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この規則は、公益財団法人茨木市文化振興財団（以下「財団」という。）の理事、監事、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に定める者をいう。
- (5) 顧問とは、定款30条に定める者をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬及び通勤手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 顧問 報酬

2 常勤の役員のうち、使用人を兼務する役員については、役員に対する報酬等は支給しない。

3 非常勤の役員、評議員及び顧問のうち、茨木市の常勤特別職にある者又は茨木市の常勤の職員にある者には報酬は支給しない。

4 役員等は、事前に報酬等辞退届（様式第1号）を提出することにより、第1項に規定する報酬等を受け取らないことができる。ただし、報酬等辞退撤回届（様式第2号）の提出により、この辞退はいつでも撤回できるものとする。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 月額 500,000 円以内
- (2) 通勤手当 公益財団法人茨木市文化振興財団職員給与規則（平成 21 年規則第 2 号）以下「職員給与規則」という。）第 14 条を準用する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会、監査その他の会議への出席 1 回につき 9,000 円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会その他の会議への出席 1 回につき 9,000 円とする。
- 4 顧問に対する報酬の額は、第 2 項及び第 5 項を準用し、月額 50,000 円以内とする。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、非常勤の役員又は評議員が、同日に報酬の支給の対象となる複数の会議に出席した場合の報酬の額は、出席 1 回の額とする。

（報酬等の支給方法等）

第 5 条 常勤の役員及び顧問に対する報酬等の支給の時期は、職員給与規則第 10 条を準用する。

- 2 非常勤の役員、評議員に対する報酬は、会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の報酬等にあつては、その遺族）に支払う。ただし、本人から申出があったときは、口座振込の方法により支給することができる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、第 4 条第 5 項に規定する複数の会議に出席した場合の報酬は、出席した最初の会議のときに支給する。

（報酬の額の日割計算）

第 6 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（旅 費）

第 7 条 役員等が、業務（理事会、監査、評議員会その他の会議への出席を除く。）のため出張したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及びその支給方法については、公益財団法人茨木市文化振興財団職員旅費規則を準用する。

（その他費用）

第 8 条 財団は、役員等が財団の職務執行に当たって負担したその他費用については、これを請求した日から遅滞なく支払うものとし、また必要になり事前に前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則（令和4年規則第9号）

この規則は、令和4年5月26日から施行する。ただし、改正前の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則第3条第1項第1号及び第4号の規定は、令和4年5月26日まで適用する。

附 則（令和6年規則第4号）

この規則は、令和6年11月6日から施行する。

様式第 1 号

報酬等辞退届

公益財団法人茨木市文化振興財団役員等の報酬等に関する規則第 3 条第 4 項の規定により、役員等に係る報酬につきましては、受領辞退を申し出ます。

年 月 日

申出者

住 所

氏 名

印

公益財団法人茨木市文化振興財団
理事長 様

様式第 2 号

報酬等辞退撤回届

公益財団法人茨木市文化振興財団役員等の報酬等に関する規則第 3 条第 4 項の規定により、役員等に係る報酬等につきましては、受領辞退撤回を申し出ます。

年 月 日

申出者
住 所
氏 名

印

公益財団法人茨木市文化振興財団
理事長 様